

根室保健医療福祉圏域連携推進会議設置要綱

(目的)

第1条 根室地域における保健医療福祉施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、根室保健医療福祉圏域連携推進会議（以下「連携推進会議」という。）を設置する。

本会議は、将来の病床数の必要量を達成するための方策 その他地域医療構想の達成を推進するために必要な協議を行うための、根室圏域地域医療構想調整会議を兼ねるものとする。

(所掌事項)

第2条 連携推進会議は、次の事項について取り組むものとする。

- (1) 地域の保健医療福祉に関すること。
- (2) その他、連携推進会議の目的達成のため必要と認められる事項

(組織)

第3条 連携推進会議は、次の区分の団体（別表）に所属する者より構成するものとする。

- (1) 保健医療福祉サービスの受益団体等
- (2) 保健医療福祉サービスの提供団体等
- (3) 関係行政機関
- (4) その他必要と認められる団体等

2 連携推進会議には会長、副会長を置くこととし、構成員が互選した者をもって充てる。

3 会長は会議を代表し、会務を掌握する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 構成団体については、必要に応じて、見直すこととする。

(会議)

第4条 会議は、必要の都度会長が招集する。

2 会長は、会議における協議をより効果的・効率的に進める観点から、議事等の必要に応じて構成員の参加を制限することができるほか、構成団体以外の者も出席させることができる。

(専門部会)

第5条 連携推進会議は、必要に応じて、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、連携推進会議の構成員をもって組織する。

(事務局)

第6条 事務局は、根室振興局保健環境部に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連携推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が連携推進会議に諮って定める。

附則

この要綱は、平成20年 8月18日から施行する。

この要綱は、平成22年 4月 1日に一部改正する。

この要綱は、平成24年 4月 1日に一部改正する。

この要綱は、平成26年11月27日に一部改正する。

この要綱は、平成27年 9月 1日に一部改正する。

この要綱は、平成29年 2月 9日に一部改正する。

この要綱は、平成29年 9月12日に一部改正する

根室保健医療福祉圏域連携推進会議 構成団体一覧

区 分	団 体 名	備考(調整会議)
保健医療福祉サービスの受益団体等	根室地区身体障がい者福祉協会	住民代表
	根室市身体障害者福祉協会	住民代表
	根室地区老人クラブ連合会	住民代表
	根室市老人クラブ連合会	住民代表
	北海道民生委員児童委員連盟根室地区支部	住民代表
	北海道民生委員児童委員連盟根室市支部	住民代表
	根室管内女性団体連絡協議会	
保健医療福祉サービスの提供団体等	一般社団法人 根室市外三郡医師会	医師会 ※会長
	社団法人 釧路歯科医師会	歯科医師会※副会長
	一般社団法人 北海道薬剤師会根室支部	薬剤師会
	社団法人 北海道看護協会根室支部	看護協会
	根室地区社会福祉協議会連絡協議会	地区社協
	根室地方食品衛生協会	
	中標津地方食品衛生協会	
	根室ケアマネージャー連絡協議会	
	中標津地域介護支援専門員連絡協議会	
	市立根室病院	センター病院
	町立別海病院	自治体医療機関
	町立中標津病院	センター病院
	標津町国民健康保険標津病院	自治体医療機関
	知床らうす国民健康保険診療所	自治体医療機関
石田病院	慢性期医協推薦	
関係行政機関	根室市	管内自治体
	別海町	管内自治体
	中標津町	管内自治体
	標津町	管内自治体
	羅臼町	管内自治体
	根室振興局保健環境部保健行政室	事務局
	根室振興局保健環境部中標津地域保健室	事務局
その他必要と認められる団体等	根室市消防本部	
	根室北部消防事務組合消防本部	